

(仮称) 横須賀市学校給食センター整備運営事業入札説明書等に関する質問に対する回答
(第2回目)

平成31年(2019年)3月25日

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	第2回目 回答
1	入札説明書	6	2	6	(6)		事業スキーム	SPCの設立は不要、とありますが、SPCを設立する旨の事業者提案は妨げない、との理解でよろしいでしょうか。	SPCの設立は不可とします。
2	入札説明書	7	2	9	(1)	ア (ウ)	支払区分及び支払限度額	平成33年度の支払限度額は、契約金額の50%とされておりますが、平成32年度までの支払額が50%未満であった場合、平成33年度の支払いはあくまでも50%なのでしょうか。	入札説明書を修正し、平成33年度の支払限度額を「契約金額から平成31年度及び平成32年度の支払額を除いた額」とします。
3	入札説明書	7	2	9	(1)	イ	前払金	支払条件が平成32年度及び平成32年度に各々20%とありますが、建設業務費及び調理設備等調達・設置業務費の20%を限度と考えて良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	7	2	9	(1)	イ	前払金	平成31年度及び平成32年度に各々20%を限度とする、とありますが、上記の20%とは、各年度の契約金額の20%との理解でよいのでしょうか。	各年度の契約金額ではなく、設計・建設等請負契約の契約金額の20%となります。
5	入札説明書	7	2	9	(1)	イ	前払金	調査関連費、設計関連費、工事監理関連費は建設業務費に含まれると考えて良いのでしょうか。	調査関連費、設計関連費、工事監理関連費は建設業務費に含まれません。
6	入札説明書	7	2	9			市から事業者への支払	設計・建設等請負契約に基づき発生する以外で、施設整備段階に係る費用(印紙代や弁護士費用等)については、開業準備業務費にて支払われるとの理解でよろしいのでしょうか。	施設整備費段階にかかる費用は、施設整備業務費を含むものとし、様式4-4①施設整備業務費見積書の「その他費用」等に適宜計上してください。
7	入札説明書	9	3	2			落札者の決定、契約の手順及びスケジュール(予定)	質疑回答が約1か月後の3月25日になっておりプラン及びコストへの影響も考えられます。随時回答できるものからご回答していただけないでしょうか。	可能なものから随時回答いたします。
8	入札説明書	12	3	3	(2)	イ (エ) (オ)	設計企業の参加資格要件	弊社は、横浜事務所を受任者として名簿登録しておりますが、本社に実績があれば要件を満たしているかと判断してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	入札説明書	13	3	3	(2)	エ (エ) (オ)	工事監理企業の参加資格要件	弊社は、横浜事務所を受任者として名簿登録しておりますが、本社に実績があれば要件を満たしているかと判断してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	16	3	4	(7)	ア (イ)	申込み(入札説明書等に関する直接対話)	「直接対話申込書(様式2-20)に記入のうえ...提出」とありますが、(様式2-20添付)確認事項の提出は必須でしょうか。事業者からの確認事項が無くても、直接対話は実施されますか。	申込書の提出は必須ではありません。事業者からの確認事項がない場合は、直接対話は実施しないものとします。
11	入札説明書	16	3	4	(7)		入札説明書等に関する直接対話	「入札説明書等に記載の内容に関する共通理解をはかることを目的として、市と事業者の直接対話を実施する。」とありますが、入札参加資格があると認められた場合、「直接対話」の申し込みは必須でしょうか。また、直接対話はどのように行なわれるのか、またその後の評価に反映されるのか、ご教示ください。	前段については、No.10の回答を参照ください。後段については、事業者から事前に受領した質問等を中心に対話を実施します。なお、直接対話の実施の有無や内容が評価に反映されることはありません。
12	入札説明書	17	3	4	(8)	エ (ア)	提出書類等(提出書類等の受付)	入札書を封筒に密封する際の条件(封印の数や位置など)はありますかでしょうか。	入札書(様式4-1)を封筒に入れて封かん後、入札書に押印した代表者印又は受任者印と同じ印により封印をしてください。封印は1カ所とし、位置の指定はありません。
13	入札説明書	17	3	4	(8)	エ (ア)	提出書類等(提出書類等の受付)	「入札書(様式4-1)は、封筒に入れ密封し、封筒表面に入札参加者名を表記して提出すること。また、入札価格に関する提出書類(様式4-2から4-7まで)についても、別封筒に入れ入札参加者名を表記して1部提出すること。」とありますが、ここでいう「入札参加者名」は、グループ名ではなく代表企業の称号又は名称を記載すればよろしいですか。また、代表者名は必要ありませんか。封筒を密封(封かん)した際に印は必要ですか。その場合代表企業の代表者印のみでよろしいですか。	様式4-1入札書の注意事項に記載のとおり、グループの代表企業の商号又は名称を記載ください。封かん時の印についてはNo.12の回答をご参照ください。
14	入札説明書	17	3	4	(8)	オ	入札にあたっての留意事項	事業者立ち会いの開札はありますか。また、実施する場合、代理人を立てる際に委任状の様式をお示し頂けますでしょうか。	事業者立ち会いの開札はありません。委任状の様式についてはNo.15の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	第2回目 回答
15	入札説明書	18	3	4	(8)	オ (キ)	入札にあたっての留意事項	「③委任状を持参しない代理人による入札」とありますが、この委任状は、(様式4-1)入札書に記載の入札代理人に対する委任状と考えてよろしいでしょうか。 また「委任状」については、代表企業代表者が入札代理人に対する委任でよろしいですか。 様式の指定がありましたらお示しください。	ご理解のとおりです。 様式については、追加様式1「委任状」を使用してください。
16	入札説明書	20	4	1			契約手続き	「設計・建設等請負契約については、仮契約の締結後、市議会の承認をもって本契約の締結とする。」とありますが、基本契約および維持管理・運営委託契約については、仮契約を締結する予定はないのでしょうか。	基本契約および維持管理・運営委託契約については、仮契約を締結する予定はありません。契約スケジュールについては、基本契約書(案)の別紙2をご参照ください。
17	入札説明書	22					(別紙)横須賀市学校給食センター整備運営事業配送校見学会について	配送校見学を踏まえた質問に関しては、後日受け付けて頂けますでしょうか。受け付けていただける場合、様式1-2に記載したうえでご提出で宜しいでしょうか。	後日の質問受付は行いません。確認事項がある場合は、直接対話時にご確認ください。
18	要求水準書	1	1	2	(2)		要求水準の変更手続	「事業契約書」とありますが、事業契約書の定義をご教示いただけますでしょうか。	事業契約書は、契約書(基本契約書、設計・建設等請負契約書及び、維持管理・運営委託契約書)とし、要求水準書を修正いたします。
19	要求水準書	6	1	3	(6)		敷地概要 (インフラ整備)	事業者負担から除くとされている、「下水道事業者負担金」は横須賀市上下水道局における「下水道事業受益者負担金」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書を修正いたします。
20	要求水準書	7	1	3	(6)		敷地概要 (宅地造成工事規制区域)	宅地造成工事規制区域に敷地の一部が該当と記載がございますが、よこすかわが街ガイドで確認すると全敷地が該当となっております。敷地の一部がどこになるのかまた、本主旨の意味をご教示願います。	敷地の全部が該当しますので、要求水準書を修正いたします。
21	要求水準書	8	1	3	(7)	ア	敷地の留意点	「既設施設の解体工事の際、県道側に車両用出入口を設置予定である」とあります。 この出入口は解体工事専用と考え、本件施設出入口は任意位置に提案してよろしいでしょうか。 また参考として、解体工事用出入口の位置・幅・切り下げ/切り開きについてご教示ください。	車両出入口については、解体工事終了後も残りますが、任意位置に提案することは可能です。解体工事の際に設置予定である車両出入口の位置等については、追加資料1により別途配付いたします。(既に、配付資料のCD-ROMを貸与した事業者については、郵送で追加のCD-ROMを配布いたします。)
22	要求水準書	8	1	3	(7)	ア	敷地の留意点	敷地南西の県道27号線に出入口は1か所のみとあり、解体工事の際に県道側に車両用出入口を設置予定とありますが、その出入口は、新築工事の際に位置の変更は可能でしょうか。 出入口箇所の変更が不可の場合、出入口箇所及び幅員をご教示願います。 また、歩道の切り下げは道路局の仕様に沿った本設扱いなのでしょうか?	車両出入口については、No.21の回答をご参照ください。 歩道の切り下げについては、今後、道路管理者(県)の承認を受けた上で、本設とする予定です。
23	要求水準書	8	1	3	(7)	ウ	敷地の留意点	「解体工事において基礎杭の測量を実施するので、測量終了後に選定事業者の詳細な情報を提供する」とあります。 提案時には杭位置の詳細情報がないため、杭撤去本数が計画できず、提案の事業費に計上が困難な状況です。 事業者決定後に正確な杭位置に基づいた杭撤去費用が初めて明確になりますが、その費用負担はどのようにお考えでしょうか。	現在提示している資料から基礎杭の位置を想定し、杭撤去本数をご計画ください。 なお、測量後、合理的に入手可能な資料から、基礎杭位置が社会通念上妥当な想定可能範囲を超えて異なっていた場合は、別途協議とします。
24	要求水準書	8	1	3	(7)	ウ	敷地の留意点	事業用地内の既存施設等の解体・撤去作業の既存杭については、解体工事時に基礎杭の測量を実施し測量終了後に選定事業者の詳細な情報を提供するとありますが、現時点で杭干渉箇所が不明確のため、見積りに反映できません。重ね図及び配置図等が現時点でないのであれば、地中障害扱いとし別途扱いとして宜しいでしょうか。	地中障害扱いとはなりません。No. 23の回答をご参照ください。
25	要求水準書	8	1	3	(7)	ウ	敷地の留意点	事業用地内の既存施設等の解体・撤去作業の既存の基礎杭については、GL-3mまでは、解体撤去となっておりますが、引渡時の敷地地盤状況についてご教示願います。 (高低差の有無・整地の有無等)	解体撤去後は整地を行います。土を搬入する計画はないため、ある程度の高低差が残ります。
26	要求水準書	10	1	3	(8)	ケ	光熱水費の負担	「全て事業者負担」とありますが、運営側負担か維持管理側負担かは事業者提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、光熱水費は、運営業務費に含まれます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	第2回目 回答
27	要求水準書	11	1	4	(2)		災害時の対応等	「1日あたり7時間～の熱源を確保すること」とありますが、横須賀市様では具体的にどういった熱源を想定しておりますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
28	要求水準書	11	1	4	(2)		災害時の対応等	「炊き出し作業を3日間実施できる」ことが求められています。米の納品は週2～3回ですが、その日の運営を終えた時点で最低2,000食×3日間＝6,000食の米が備蓄されている状態を保ちながら米が納品されると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書49ページ「米庫」の概要及び要求事項に記載のとおり、10,000食/日を3日分以上が備蓄されている状態を保ちながら納品されます。これは、本件施設で対応可能な場合に本件施設で応急給食を実施することを想定しているためです。
29	要求水準書	11	1	4	(2)		災害時の対応等	移動式回転釜を利用して炊き出し作業を1日あたり7時間半程度、1日あたり2,000食程度、3日間実施とありますが、機器を連続して7時間半稼働させ2,000食の対応が行える災害時献立を貴市想定としているとの解釈でよろしいでしょうか。また、想定している災害時献立ありましたらご教示下さい。	ご飯と汁物の提供を想定しています。
30	要求水準書	11	1	4			災害時の対応等	本件施設を広域避難地と指定する予定とありますが、広域避難地の施設要件についてご教示いただけますでしょうか。	広域避難地は、地震等による大規模火災の煙や熱から身を守るため、広い公園や学校のグラウンド等を指定しています。施設としての要件は特ありません。
31	要求水準書	11	1	4			災害時の対応等	避難所への配送を想定されていますが、本敷地内での提供はないと考えて良いでしょうか。	原則として、避難所への配送を想定していますが、災害の状況により配送が困難な場合に、敷地内で提供する可能性があります。
32	要求水準書	11	1	4			災害時の対応等	移動式回転釜での炊き出しを3日間実施可能な熱源を提案するとの理解で良いでしょうか。	4-(1)及び(2)に記載の事業者提案についてはご理解のとおりです。
33	要求水準書	11	1	4			災害時の対応等	移動式回転釜での炊き出しが3日間を超えた場合の熱源は市が主体となり確保すると考えて良いでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりですが、災害発生時の状況等により、市と事業者で協議が必要となります。
34	要求水準書	11	1	4			災害時の対応等	市と災害協定を結び、調理や配送等について可能な範囲で行う協力を要する費用については、32ページ第5 1(5)オのとおりとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、協力を要する費用の積算については状況に応じて市と事業者で協議が必要と考えています。
35	要求水準書	14	2	2	(1)	ウ (ウ)	補助金申請等支援	a補助金申請用の設計図書及び積算書等の作成支援においては、申請対象部分を含んだ設計図(完成形の設計図)に対象外部分との別を色分け等すればよく、2種類の設計図の作成は必要ないと考えてよろしいでしょうか。設計業務の中には積算書作成業務は含まないと考えて宜しいでしょうか。	設計図は対象部分と対象外部分の色分け等での対応により、2種類の設計図の作成は不要とします。ただし、積算書作成(支援業務)は設計業務に含みます。
36	要求水準書	14	2	2	(2)	ア (ア)	建設業務(家屋調査)	既存施設の解体・撤去後の事後に貴市にて家屋調査を実施し、その結果を事業者提供とありますが調査内容によって計画変更や必要な対応を講じた場合の費用負担等については全て事業者負担となるのでしょうか。	調査結果の内容によって事業者側に計画変更や必要な対応が生じた場合の費用負担等については、別途協議により判断するものとします。
37	要求水準書	14	2	2	(2)	ア (ア)	建設業務(家屋調査)	対象の21軒を具体的に示すことは可能ですか。	家屋調査の想定対象範囲については、追加資料2により別途配布いたします。(既に、配布資料のCD-ROMを貸与した事業者については、郵送で追加のCD-ROMを配布いたします。)
38	要求水準書	18	3	10			開所式	開所式は調理場内の施設見学を想定しているそうですが、その実施時期はいつになりますか。調理場内に細菌検査未実施者を入れた場合、消毒の必要があり、リハーサルとの兼ね合いでお尋ねします。	実施時期については、現時点では未定ですが、リハーサルのスケジュール等も考慮した上で、契約後に協議し、決定する予定です。
39	要求水準書	20	4	1	(6)		修繕・更新	「建物の主な修繕・更新」とありますが、こちらは維持管理側だけでなく設計・建設側と施工する範囲を決めていくという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書	21	4	1	(7)	エ	事業期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方	「事業契約期間満了後1年間、維持管理企業が連絡窓口となり、引継先からの問合せ対応等のサポート業務を実施すること。」と示されていますが、事業終了の2年前から引継ぎを行う状況において、どのようなサポートを想定されているのかご教示ください。	主には市及び引き継ぎ業者からの電話による問い合わせ等への対応を想定しています。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	第2回目 回答
41	要求水準書	22	4	1	(9)	ア	施設及び設備・備品等の不具合及び故障等を発見した場合の措置	緊急に対処する必要があると判断した場合は、速やかに適切な応急処置をおこなうこと。なお、軽微なものについては、後日、「第7 提出書類」で示す月報等の提出をもって報告に変えることができるとありますが、軽微の判断は具体的にはどの範囲なのでしょうか。	人的及び物の被害や給食提供にかかる影響がなく、部品の交換等、その場で対処可能なもの等を想定します。
42	要求水準書	27	4	2	(6)	イ (ウ)	建築設備 (要求水準)	c 照明設備について、「照度を半年に~確認すること。」とありますが、こちらは全ての照明設備が対象になるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	27	4	2	(6)	イ (ウ)	建築設備 (要求水準)	d バイブ類について、「定期的に点検を行い~修繕又は交換等を行うこと。」とありますが、こちらは明確な作業の基準等がありますでしょうか。	明確な作業基準等はありませんが、スケール付着等が起こらないよう、定期点検・清掃等を行うこととし、事業者の提案に委ねます。
44	要求水準書	27	4	2	(6)	イ (ウ)	建築設備 (要求水準)	h 排水管について、「1年に1回以上清掃を行うこと。」とありますが、こちらの清掃方法についてご教示ください。	排水管洗浄については、スケール・グリス等の付着除去を目的とし、事業者の提案に委ねます。
45	要求水準書	32	5	1	(5)	オ	非常時及び緊急時の対応等	「別途市と協議し、災害協定を結ぶこと」とありますが、協定を結ぶのは運営企業でしょうか、本事業に携わる全企業でしょうか。	別途協議しますが、維持管理・運営委託契約を締結する事業者を想定しています。
46	要求水準書	32	5	1	(8)		廃棄物の取り扱い	各学校から回収する残渣は、廃棄を目的として回収したものではなく、センターにて計量する目的で回収したものであって、事業系一般廃棄物扱いではないと思いますが、一般廃棄物収集運搬の許可は必要なのでしょうか。	残渣量の計測は、配送校ごと、メニューごとになされ、記録・報告を要することから、単純なごみの計量にとどまらず、給食事業の統計を取る意味があるので、計量終了までは不要物ではなく、計量終了時をもって廃棄物と考えます。したがって、各学校から残渣の回収において、一般廃棄物収集運搬の許可は不要です。
47	要求水準書	40	5	3	(1)	オ (ア)	配送及び回収業務	配送車両から荷受け室(学校)へのコンテナ収納を配膳員が不在の時間帯で実施しても宜しいでしょうか。	配膳員が不在の時間帯におけるコンテナ受け渡しは不可とします。
48	要求水準書	40	5	3	(1)	オ (ア)	配送及び回収業務	配送業務と回収業務の間の時間について、配送員が配送校で待機することは可能でしょうか。	現時点では、学校には待機できないものと考えてください。
49	要求水準書	40	5	3	(1)	オ (ア)	配送及び回収業務	センターから遠方の学校への配送後、学校待機は可能でしょうか。	現時点では、学校には待機できないものと考えてください。
50	要求水準書	45	5	3	(2)	イ	食材調達・検収業務	米の荷姿はどのようなものでしょうか。	10kg袋です。
51	要求水準書	49	6	2			皮むき室 (諸室の説明)	泥付き野菜はどのような野菜を想定していますでしょうか。	ごぼう、里芋、じゃがいも、さつまいも等を想定しています。ただし、使用量により、洗いごぼう、冷凍里芋の使用も想定しています。
52	要求水準書	52	6	2			煮炊き調理室 (諸室の説明)	果物の上処理については煮炊き室以外の諸室で実施してもよろしいでしょうか。その場合、上処理の果物レーンは不要との認識で宜しいでしょうか。	果物の上処理については、煮炊き室の果物専用レーンを想定していますが、和え物室内に果物上処理スペースを設置する場合、果物の上処理も可能といたします。その場合、煮炊き室の果物上処理レーンは不要です。
53	要求水準書	53	6	2			アレルギー対応食専用調理室 (諸室の説明)	アレルギー対応調理室の独立した室とは？一般給食室に在する諸室(下処理室・上処理室・調理室)とは別に区分けされた(作業上において一般給食とは交わらない)専用の対応給食調理室のことを指すのでしょうか。	最低限調理室は、アレルギー対応食専用の室とし、下処理室・上処理室を区分けするかは、事業者の提案に委ねます。
54	要求水準書	55	6	2			調理員用便所 (諸室の説明)	「個室の前に調理衣を脱着できる」とありますが、この場合の調理衣は要求水準書2ページの調理員用品の白衣、ズボン、靴、エプロンを指すと解釈して良いでしょうか。	エプロンは作業にあわせて着脱するため含みません。詳細は、「学校給食調理場における手洗いマニュアル」21ページ、「学校給食調理従事者研修マニュアル」65ページをご参照ください。
55	要求水準書	57	6	2			外部倉庫 (諸室の説明)	本体建物と分離した配置としても良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書	58	6	2			駐車場 (諸室の説明)	要求水準書には記述はありませんが、実施方針等に関する質疑回答において「見学者用の大型バスが1台駐車することを想定しています」とあります。大型バスは概ね、9mタイプ(最大定員40名程度)と12mタイプ(最大定員60名程度)がありますが、想定されている大型バスの寸法をご教示ください。	12mタイプを想定しています。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	第2回目 回答
57	要求水準書	59	6	3	(1)	ア (ア)	計画 (雨水処理)	当該敷地に雨水流出抑制の規定等はございますか。	当該敷地は既に土地利用が図られており雨水調整池の設置は必要ありませんが、流末排水施設が流下能力不足のため、雨水浸透施設(雨水浸透ます等)の設置について、協議をお願いします。
58	要求水準書	62	6	3	(1)	ウ (オ)	給食エリアに関する特記事項	要求水準書は「天井に設置する照明はオートリフター付照明とする」とあります。質疑応答177番で「オートリフター」の設置は不要」との回答と整合しません。	実施方針に関する質問回答No. 177の回答のとおり、提案内容により、管球交換や清掃等、維持管理上不要な場合はオートリフターの設置は不要とします。
59	要求水準書	62	6	3	(1)	ウ (キ)	給食エリアに関する特記事項	防虫ネットが備えられていること、とございますが、防虫ネットに代わる虫の侵入対策が採られる場合には、必ずしも防虫ネットを設置しなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「給気口又は排気口を有する場合は、防虫ネットを備えるなど虫の侵入対策を実施すること」とし、要求水準書を修正いたします。
60	要求水準書	62	6	3	(2)	イ	耐震安全性の分類	「構造体Ⅱ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類」とあります。構造体がⅡ類の場合は、分類のグレードを合わせて、建築非構造部材B類、建築設備乙類とするのが一般的と考えます。建築非構造部材A類、建築設備甲類とされた意図をご教示ください。また、建築設備甲類の場合、「必要な設備を相当期間継続する」と記載があります。本事業での甲類として必要な設備・期間は、P114.災害時の対応等(1)～(3)・3日間のみとし、施設内の電力(照明含)、通信・連絡網、給水機能、排水機能、空調機能、防災・避難機能、監視制御機能は対象外と考えてよろしいでしょうか。	本件施設は、震災時避難所としての指定は行いませんが、大規模災害発生時には応急給食を実施し、震災時避難所へ配送することを想定しているためです。なお、施設内の機能についてはご理解のとおりですが、要求水準書63ページの3(3)エ(イ)に記載のとおり、保安用自家発電の設備は、事業者の提案に委ねます。
61	要求水準書	65	6	3	(4)	ウ (ア)	給水・給湯設備	80℃以上の熱湯を必要とする具体的な用途は何を想定していますか。洗浄機用の場合は事業者提案として構わないでしょうか。	洗浄機、加熱調理器、消毒等にて高温水が必要となる場合を想定していますが、各機器の選定は事業者の提案に委ねます。
62	要求水準書	65	6	3	(4)	ウ (ア)	給水・給湯設備	『飲料水及び80℃以上の熱湯を十分に供給しうる設備を適切に配置していること』と記載がありますが必要とする諸室での検討という解釈でよろしいでしょうか。また、80℃以上の熱湯を使用する用途について貴市想定をご教示下さい。	前段については、ご理解のとおりです。また、熱湯を使用する用途については、No.61の回答をご参照ください。
63	要求水準書	69	6	5	(1)	イ	会議室兼調理実習室	会議兼調理実習室の表中記載のある【調理器具関係】【什器関係】は調理備品扱いではなく事務備品の対象項目となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書	70	6	5	(2)		コンテナ等	コンテナは見積り区分(様式4-4①)施設整備業務費見積書のどの項目に該当するのでしょうか。費目にて教示願います。	様式4-4②調理設備見積書に該当します。
65	要求水準書	71	6	6	(2)	ア	食缶等	献立12-⑫に記載ある食器・食缶組み合わせについて「四角型二重食缶クリップ付」70サイズは、1学級あたり2個使用とございますが、「資料11想定献立」を拝見すると「温菜用」「冷菜用」として各1個ずつ使用されていると考えてよろしいでしょうか。	想定献立12-⑫、13-⑬は「四角型二重食缶クリップ付」70サイズを2個使用しますが、「温菜用」「冷菜用」として、各1個ずつ使用する想定です。なお、献立によって温・冷区分が変わることがあります。
66	要求水準書	74	7	1	(4)		維持管理業務に関する計画書	記載内容等について、「長期修繕・更新スケジュール」など維持管理側だけで作成するには困難であることから、設計・建設側にも考慮した提案とさせて頂いても宜しいでしょうか。	可能とします。
67	要求水準書						資料11 想定献立表及び使用食器パターン	要求水準書案(2018年11月5日)では資料8でソースポットの欄に●印がありましたが、今回は削除されています。ソースポットの使用はなしというごうでよろしいでしょうか。また、その場合、ソースは献立にあるので、センターでとんかつにソースをかけた状態で配送するのでしょうか。	想定献立11-⑪のソースは、ジャムバター入れの使用に変更しました。ただし、想定献立には示していませんが、ソースの種類により、ソースポットを使用する場合もあります。
68	要求水準書						資料11 想定献立表及び使用食器パターン	食器や食缶の最大使用点数は献立NO13ピビンバ献立と想定され、食器3点、食缶5点と想定し検討してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書						資料11 想定献立表及び使用食器パターン	献立詳細では、汁物の水量まで記載いただいておりますが、各料理の盛付重量目安とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	盛付重量目安にして構いません。
70	要求水準書						資料13 食物アレルギー対応について	食器については通常食の生徒と同様に食器箆での配送で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	第2回目 回答	
71	要求水準書						資料13 食物アレルギー対応について	小麦アレルギーの主食対応を行う生徒についてはご飯のみ専用容器での提供で宜しいでしょうか。全ての給食を専用機で提供するのでしょうか。また、小麦アレルギーの主食対応も含めて最大150食との理解で宜しいでしょうか。	小麦アレルギーの主食対応については、ご飯のみ専用容器での提供を想定しています。アレルギー対応食につきましては、小麦アレルギーの主食対応を含め、最大150食を想定しています。	
72	要求水準書						資料13 食物アレルギー対応について	ほかの生徒と違うトレイについては事業者側で調達との理解で宜しいでしょうか。また、調達する際の調達数をお示し下さい。	アレルギー対応トレイの調達も事業者調達です。最大食数を考慮し調達してください。	
73	要求水準書						資料13 食物アレルギー対応について	卵、乳アレルギーの生徒について非対応品目もアレルギーを有している場合、配食しない献立については各自持参という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
74	要求水準書						資料14 配膳業務の流れ	牛乳・パン・デザート等の納品については配膳員の立ち会いが必要でしょうか。	直接搬入品についても、搬入時間の記録や牛乳・デザート等の温度計測、記録の業務がありますので、立ち会いが必要です。	
75	要求水準書						資料14 配膳業務の流れ	牛乳、直接搬入品の残渣の処理については各配送校で計量、処理するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
76	要求水準書						資料14 配膳業務の流れ 資料16 荷受室(学校)等の整備について	貴市で実施する配送校の配膳室等整備・改修業務内に配膳室に配置する設備・備品関係の調達も含まれているという解釈でしょうか。(資料14・16表中 設備・備品項目) 貴市業務内とした場合、事業者提案による作業手順等に合致した設備・備品調達の申し送りは可能でしょうか。	配送校の配膳室等に配置する設備・備品関係は市で調達します。設備については既に荷受室(学校)等の設計を開始しているため、事業者提案による設備を反映することはできませんが、備品等については事業者との協議を踏まえて整備する予定です。	
77	要求水準書						資料17 配送校の昼食休憩時間一覧	昼食開始時間～昼食終了時間は喫食時間との理解で宜しいでしょうか。(この時間の前後には準備時間や後片付けの時間が設けられていますでしょうか)	学校により準備時間等が含まれている場合とそうでない場合があります。資料17はあくまでも現在の中学校の昼食休憩時間を示したもので、新たに完全給食を実施することに伴い、今後変更となる可能性がありますので、ご了解ください。	
78	要求水準書						資料17 配送校の昼食休憩時間一覧(公郷中)	一覧表記載にある左記中学校の昼食終了時間が他校と比較して遅い時刻となりますが回収車両の時間制限等によるものでしょうか。	12時55分の誤りですので、要求水準書資料17を修正いたします。(既に、配布資料のCD-ROMを貸与した事業者については、郵送で追加のCD-ROMを配布いたします。)	
79	落札者決定基準	6	2	6	(3)	②	7	①地域経済・地域社会への貢献	市内企業への発注は、発注額や発注件数の多寡によって評価されるということでしょうか。	発注額や発注件数の多寡を含め、総合的に評価します。
80	基本契約書(案)	3	-	9	2			甲の解除権	ある構成員が妨害行為等を行い、解除された場合に、他の構成員も連帯して違約金を支払う義務を負うこととされていますが、構成員が他の構成員の妨害行為等を予見し、抑止する行動をとることは困難です。当該行為を行った構成員にのみ違約金の支払義務を負わせることは理解できますが、他の構成員が支払義務を連帯して負う定めのある協定の締結することは、他の構成員が非常にリスクが大きいといえ、一般の企業が負担できるリスクを超えるものと認識しています。このような過大なリスクは、事業者らによる本事業に対する参画を困難とするものですので(仮にこのようなリスクが一度でも顕在化すればなおさら困難になると思われれます。)、連帯して支払う旨の文言を削除していただけないでしょうか。	原案どおりとします。
81	基本契約書(案)	3	-	9	2			甲の解除権	基本契約が解除された場合は、連帯して設計・建設等請負契約の契約金額の10分の1に相当する額を違約金は連帯して賠償金の支払義務を負うこととされていますが、帰責の無い企業に賠償金の連帯支払義務を負わせることは、事業者にとって過大なリスクとなり本事業への取組が困難となります。連帯して支払義務を負担することを要しないものとする。としていただけないでしょうか。	原案どおりとします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	第2回目 回答
82	基本契約書 (案)	3	-	10	1		違約金	構成員が、他の構成員について、独占禁止法違反の行為を予見し、抑止する行動をとることは困難です。当該行為を行った構成員にのみ違約金の支払義務を負わせることは理解できますが、他の構成員が支払義務を連帯して負うことは、非常にリスクが大きいと見え、一般の企業が負担できるリスクを超えるものと認識しています。 このような過大なリスクは、事業者の本事業への参画を困難とするものですので(仮にこのようなリスクが一度でも顕在化すればなおさら困難になると考えられます。)、連帯して支払して支払う旨の文言を削除いただけないでしょうか。	原案どおりとします。
83	基本契約書 (案)	3	-	10	1		違約金	基本契約に関して第4号又は第5号に該当したときは、連帯して設計・建設等請負契約の契約金額の10分の2に相当する額を違約金とされており、上記同様に帰責の無い企業に賠償金の連帯支払義務を負わせることは、事業者にとって過大なリスクとなり本事業への取組が困難となります。連帯して支払義務を負担することを要しないものとする。としていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
84	設計・建設等請負契約書 (案)	1	1	1	1		総則 (乙の定義)	設計企業、建設企業、工事監理企業及び調理設備企業を総称して「乙」と定義づけられていますが、契約書の中では、「乙」が総称ではなく、個別の企業を意味する条項もある(第1条14項、第6条1項等)ため、明確化の観点から、「個別に又は総称して」に変更していただけないでしょうか。また、乙がすべての企業を指すとすれば、全ての企業が「乙」としての義務を負担することとなり、不可能を強いることとなります。	第1条14項及び第6条1項等、連帯債務となります。原案どおりとします。
85	設計・建設等請負契約書 (案)	1	1	1	1		総則 (連帯履行)	参画する設計企業、建設企業、工事監理企業、調理設備企業に対し、各業務について、工期内の完成及び引渡しを連帯して履行することとされており、しかしながら、仮に、ある業務の履行が困難となった場合に、他の業務を行う企業が、当該業務を履行することは極めて困難であり、参画する企業に過大なリスクを負わせるものです。このような不可能を強いる規定は企業の参画を困難とするものですので、「連帯して」という文言を削除いただけないでしょうか。	原案どおりとします。
86	設計・建設等請負契約書 (案)	1	1	1	2 12		総則 (連帯履行)	第1条第12項で、維持管理企業、運営企業は各業務の履行について、原則としてそれぞれ責任を負うものとされており、例外的にいずれの業務に属する債務が不明のもの又は両業務に共通する債務に限り、連帯して履行するものとされており、他方、2項では、両企業が連帯して業務を実施する義務を負っているように読めますので、2項の「連帯して」の文言を削除いただけないでしょうか。	原案どおりとします。
87	設計・建設等請負契約書 (案)	11	3	25	1		工程表等	「建設企業は、第18条第9項に定める設計業務目的物引渡書が提出された日から7日以内に基本条件図書及び実施設計図書に基づいて・・・甲に提出しなければならない。」とありますが、第18条第9項においては、「・・・ただし、甲が必要としない場合は、その提出を省略することができる。」と規定されているため、設計業務目的物引渡書が、提出不要となった場合の規定をご教示下さい。	設計・建設等請負契約書(案)第18条第9項ただし書き部分については削除し、設計・建設等請負契約書(案)を修正いたします。
88	設計・建設等請負契約書 (案)	17	3	36	6		事務備品調達・設置業務	通知書を事業者に交付するとありますが、この事業者は『建設企業』のことを指しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	設計・建設等請負契約書 (案)	18	3	40	1		建設対価の変更方法等	甲と乙が協議して定める。とありますが、この乙は『建設企業』を指しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。「乙」は、「建設企業」に変更します。
90	設計・建設等請負契約書 (案)	19	3	43	2		建設企業による検査等	完成検査等には『設計企業』の立会いは不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	設計・建設等請負契約書 (案)	25	6	59 60 61 62			設計業務に係る支払 建設業務に係る支払 工事監理業務に係る支払 調理設備等調達・設置業務に係る支払	設計業務、建設業務、工事監理業務、調理設備等調達・設置業務の対価は、乙(設計企業、建設企業、工事監理企業、調理設備企業)の代表者の指定口座に支払う考えでよろしいでしょうか。	No.92の回答をご参照ください。
92	設計・建設等請負契約書 (案)	25	6	59 60 61 62			設計業務に係る支払 建設業務に係る支払 工事監理業務に係る支払 調理設備等調達・設置業務に係る支払	設計業務、建設業務、工事監理業務、調理設備等調達・設置業務をそれぞれ担当する各企業の請求に応じて各担当企業の指定口座にそれぞれの対価を市が支払う解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	設計・建設等請負契約書 (案)	26	6	64			前金払	前払金を請求できる期日をご教示ください。	契約締結日から請求可能です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	第2回目 回答
94	設計・建設等請負契約書(案)	26	6	64			前金払	2019年度内に設計業務を完了し、当該業務に係る支払いを100%受けた場合、建設対価及び調理設備対価の20%の前払金の支払いを受けようとする、入札説明書7頁に記載されている2019年度の支払限度額である契約金額の20%を超過すると考えられます。 例えば、設計業務が2019年度内に完了すると想定した場合、2019年度には20%の前払金の支払いを受けることはできないということでしょうか。	ご理解のとおり、仮に、設計業務が2019年度内に完了し、設計対価の支払いを100%受ける場合、2019年度に受けられる前払金は、支払限度額(契約金額×20/100)－設計対価となります。
95	設計・建設等請負契約書(案)	27	6	66の2	1		部分払	入札説明書7頁には、事業者は、年度ごとに出来高に応じて支払いを受ける、とありますが、請負契約書(案)において部分払は1回に限るとされています。当該部分払の支払いについてはどちらが正となるのでしょうか。	部分払いは、1回限りとします。入札説明書については、「年度ごとに出来高に応じて」を「以下のア～オに基づき」に修正します。
96	設計・建設等請負契約書(案)	28	6	66の2	1	(5)	部分払	査定額の定義をご教示ください。	「出来高金額の100分の90以内」となります。
97	設計・建設等請負契約書(案)	28	6	70	2		継続費等に係る契約の部分払の特則	第5号に記載されている部分払いの支払額の算定式、(査定額)－(前払金額×出来高金額/建設対価等の額)について、ご教示ください。 例えば、前払金額を4億円、出来高金額を4億円、建設対価等の額を20億円、査定額を3.6億円とした場合、2.8億円の部分払の支払いを受けることができるということなのでしょうか。	ご質問いただいた箇所については、ご理解のとおりですが、今回の事業は債務負担行為に該当しますので、部分払いを請求することができる金額は、第70条第2項の計算式により算定します。
98	設計・建設等請負契約書(案)	32	8	77			本件建物等の瑕疵担保	瑕疵担保保証期間は何年の設定を想定されているのでしょうか。ご教示いただけますでしょうか。 重大な過失、構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について、瑕疵修補を請求できる期間は10年の規定ですが、保証金は10年預け入れておかなければならないということでしょうか。	瑕疵担保保証金の納付及び、瑕疵担保保証特約条項を付した履行保証保険契約の締結は不要とし、第77条第6項から第11項を削除し、第12項を第6項に修正します。
99	設計・建設等請負契約書(案)	32	8	77			本件建物等の瑕疵担保	本事業で加工等、手を加えない既存の擁壁、ブロック積み擁壁、植栽などは瑕疵担保の範囲外との解釈でよろしいでしょうか。	瑕疵担保責任の対象は、設計の成果物又は本件建物等のみとなります。
100	設計・建設等請負契約書(案)	32	8	77			本件建物等の瑕疵担保	修補が必要な既存の擁壁、ブロック積擁壁等は、修補の方法、範囲等提案し、市と協議の上、修補の範囲と方法を決定し、修補を行った範囲に関しては瑕疵担保の対象とする解釈でよろしいでしょうか。	本事業に基づき整備されるものについては、対象となります。
101	設計・建設等請負契約書(案)	33	8	77	11		本件建物等の瑕疵担保	瑕疵担保保証金納付は「設計企業又は建設企業が当該契約金額の100分の2以上」を納付しなければならないことになっています。 乙は「設計企業」「建設企業」「工事監理企業」「調理設備企業」の総称との定義でしたので、還付されるのは、乙ではなく納付を行った、「建設企業」に還付されるのではないのでしょうか。 記載についてご確認いただき、修正をお願いいたします。	回答No.98を参照ください。
102	設計・建設等請負契約書(案)	35	9	84	1	(9)	甲の解除権	基本契約、維持管理・運営委託契約が解除された場合、併せて設計・建設等請負契約も解除されるのでしょうか。 設計・建設等請負契約も解除される場合、設計・建設等請負契約に定める違約金の支払義務も生じるのでしょうか。	前段について、本条を適用し基本契約及び維持管理・運営委託契約を解除した場合に併せて設計・建設等請負契約を解除するかどうかは、解除事由等を考慮した上で、市にて判断します。 後段については、設計企業、建設企業、工事監理企業及び調理設備企業の責めに帰すべき事由がなければ、設計・建設等請負契約の違約金の支払義務は生じません。
103	設計・建設等請負契約書(案)	37	10	89	1		火災保険等	当該条文では本件施設及び工事材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない、と規定されておりますが、具体的に付保義務のある保険をご教示ください。	施工期間中、火災保険を含む建設工事保険及び第三者賠償責任保険を付保するものとします。設計・建設等請負契約書(案)第89条を修正し、別紙1を追加します。 なお、事業者提案により、さらに他の保険契約を追加することは可能です。
104	設計・建設等請負契約書(案)	38	10	90	2		秘密の保持	この契約が終了した後についても適用するとありますが、期間を業務完了後5年間など期間を限定していただくことは可能でしょうか。	限定の予定はありません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	第2回目 回答
105	設計・建設等請負契約書(案)		-	-			設計・建設等請負契約書	消費税改定に伴い、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は10%での契約金額との解釈でよろしいでしょうか。	現時点ではそのように判断しています。
106	維持管理・運営委託契約書(案)	1	-	1	1		総則	維持管理企業、運営企業を総称して「乙」と定義づけられていますが、契約書の中では、「乙」が総称ではなく、個別の企業を意味する条項もございます(第8条、第9条等)ので、明確化の観点から、「個別に又は総称して」に変更していただけないでしょうか。	原案どおりとします。
107	維持管理・運営委託契約書(案)	4	-	6	3		業務責任者等	委託契約書に基づき、事業者が主体的に当該委託業務を行うため、委託契約書に示されている「甲の監督又は指示に従い」を「甲の監督又は委託契約の内容に従い」に変更することについてご検討ください。	原案どおりとします。
108	維持管理・運営委託契約書(案)	6	-	15	2		維持管理・運営業務の引継ぎ	「この契約期間満了後1年の間、乙は本件施設の維持管理・運営業務を承継した者が維持管理・運営業務を実施するために必要な協力を行わなければならない。」と示されていますが、事業終了の2年前から引継ぎを行う状況において、どのような協力を想定されているのかご教示ください。	No.40の回答をご参照ください。
109	維持管理・運営委託契約書(案)	6	-	15	7		維持管理・運営業務の引継ぎ	機能及び性能を満足している限りにおいて、経年による劣化は許容されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	維持管理・運営委託契約書(案)	6	-	15	7		維持管理・運営業務の引継ぎ	貴市の検査の結果、損傷又は汚損等がみとめられたときは、修補を行うよう請求することができるのですが、当該箇所の状態について、貴市の検査による見解と、乙の見解が異なる場合も考えられます。「甲は、前項の検査の結果、損傷又は汚損等がみとめられたときは、当該箇所及びその内容を示したうえ、乙と協議し、両者の合意した箇所につき相当の期間を定めて修補を行うよう乙に請求することができる。」としていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
111	維持管理・運営委託契約書(案)	12	-	28	1	(6)	甲の解除権	基本契約、設計・建設等請負契約が解除された場合、併せて維持管理・運営委託契約も解除されるのでしょうか。 維持管理・運営委託契約も解除される場合、維持管理・運営委託契約に定める違約金の支払義務も生じるのでしょうか。	前段について、本条を適用し基本契約及び設計・建設等請負契約を解除した場合に併せて維持管理・運営委託契約を解除するかどうかは、解除事由等を考慮した上で、市にて判断します。 後段については、維持管理企業及び運営企業の責めに帰すべき事由がなければ、維持管理・運営委託契約の違約金の支払義務は生じません。
112	維持管理・運営委託契約書(案)	12	-	28	5		甲の解除権	基本契約第9条又は第10条に定める事由に該当したときは、年間委託費の10分の1に相当する額の違約金に加え、設計・建設等請負契約の契約金額の10分の1又は10分の2に相当する額の違約金も支払う義務が生じるということでしょうか。	基本契約第9条又は第10条に定める事由に該当したときは、当該条項に定める違約金の支払義務は発生しますが、維持管理・運営委託契約第28条第2項及び設計・建設等請負契約書第85条第1項に定める違約金の支払義務は生じないものとし、当該条文を修正します。
113	維持管理・運営委託契約書(案)	16 20	1-2 1-4	4 5			別紙1-2 維持管理業務対価の基本的な考え方 別紙1-4 運営業務対価の基本的な考え方	改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、とございますが、「改定率」とはCSPIt-1/CSPItx-1を指すとの認識でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、改定率は「CSPIt-1/CSPItx-1」に修正します。
114	維持管理・運営委託契約書(案)	27	3	2	(2)		別紙3 開業準備業務対価及び維持管理・運営業務対価の減額	減額金額算出の基準となる「当該月の対価」は、維持管理業務対価と運営業務対価の合計額ではなく、維持管理業務対価との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	様式集	3	1	5	(3)		提案書に関する提出書類	「図面等提案書類はA3に綴じる」というのはバイндナーのサイズがA3ということでしょうか。あるいは、用紙はA3判でも折り込んでバイндナーはA4判でしょうか。	バイндナーのサイズをA3としてください。
116	様式集						様式2-1 入札参加資格確認申請書	添付資料の「横須賀市税の納税証明書」「消費税及び地方消費税の納税証明書」「法人税・法人事業税の納税証明書」について、それぞれ何期分必要でしょうか。 また国税の納税証明書については、(その3 未納税額のない証明用)ではなく、(その1 納税額等証明用)の提出と考えてよろしいですか。お示しください。	各種納税証明書については、直近の年度分の証明書を提出してください。 また、法人市民税以外の納税証明書については、未納の税額がないことの証明書でも可とします。 なお、横須賀市に納税義務がない事業者については、No.117の回答も併せてご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	第2回目 回答
117	様式集						様式2-1 入札参加資格確認申請書	添付資料として「横須賀市税の納税証明書」とありますが、横須賀市に納税義務がない場合、提出は不要ですか。代わりの書類として、本社所在地の納税証明書(法人住民税等)は必要になりますか。お教えください。	本市に納税義務がない場合、本社所在地自治体発行の法人市民税納税証明書を提出してください。固定資産税等、他の市税については、追加様式2「横須賀市に納税義務がないことの中立書」を提出してください。
118	様式集						様式2-1 入札参加資格確認申請書	「消費税及び地方消費税納税証明書」、「法人税及び法人事業税の納税証明書」は、(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用)と法人事業税の納税証明書でよろしいでしょうか。	No. 116及びNo. 117の回答を参照ください。
119	様式集						様式2-12 監理技術者設置届	監理技術者設置届けは1名のみの技術者を申請する解釈でよろしいでしょうか。その場合、H31年4月に提出し、仮に落札後9月に本契約、その後設計期間を考えますと1名技術者を1年程度、本事業に技術者を拘束することとなり、弊社の他の工事とのやりくりや技術者配置のタイミングの相違等効率が悪くなり、会社の業績に支障となる場合がございます。複数の監理技術者の候補を本事業に申請できるようにご配慮お願い申し上げます。	監理技術者は、施工期間中、1名を専任での配置とします。なお、設計期間中の専任は不要とします。
120	様式集						様式2-12 監理技術者設置届	本建設業務の施工期間中は下記の者を専任で配置するものとし、配置が困難になった場合は、別の監理技術者を工事着工までに届け出ることを誓約します。とありますが、着工前においては、本様式にて届け出た監理技術者は、適切な届出のもと、変更が可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	様式集						様式2-17 運営業務実績①	条件を満たす施設の業務実績は1施設の記載すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	様式集						様式2-17 運営業務実績①	実績については、1案件のみの提出でしょうか。資格を上回る実績が他にもある場合、全て提出しても差し支えありませんか。若しくは、提出枚数の制限はありますか。	1案件のみで結構です。
123	様式集						様式2-19 関連企業申告書	すべての項目に該当がない場合も、それぞれの欄に「該当なし」と記載し、提出と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
124	様式集						様式2-20添付 確認事項	表内右上に「番号」とありますが、こちらには何の番号を記載すればよろしいでしょうか。「注」A4判とし、枚数が複数枚にわたる場合は、様式番号に枝番を付してください。」とあるのは、左上(様式2-20添付-●(枝番))と記載するかたちでよろしいですか。	番号欄には、表題ごとに1、2、3・・・と通し番号を記載してください。一つの表題が複数枚にわたる場合には、番号欄に1-1、1-2・・・と枝番を含めて記載してください。
125	様式集						様式4-3 見積総額	※6 1～4の合計金額が入札書(様式4-2)に記入する入札金額になります。とありますが、入札書(様式4-1)と考えて差し支えありませんか。	ご指摘のとおりです。入札書(様式4-1)に修正します。
126	様式集						様式4-7 運営費見積書	各年の記載事項(区分)において「固定料金」と「変動料金」を別に記載するようになっておりますが、「変動料金」とはどのような費目になるのでしょうか。また、指定された変動費の変動上限値はどのように設定されていますでしょうか。	変動費は、食数等に応じて変動する費用であり、内容及び変動値は事業者の提案によるものとします。
127	様式集						様式5-22 8 事業計画全般	(5)増減する食数への対応、とございますが、貴市の中学校生徒数推移について入札説明書P6～P7にある推移表を参考するとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	実施方針	14	4	2			リスク分担表No34,35,37 (用地の瑕疵、地質・地盤)	いずれも市公表資料から「予測可能なもの」とお示しいたしていますが、予想可能かどうかは市が判定するのでしょうか、協議により決定するのでしょうか。	市にて判定します。